

# 学校いじめ防止基本方針

石川県立穴水高等学校

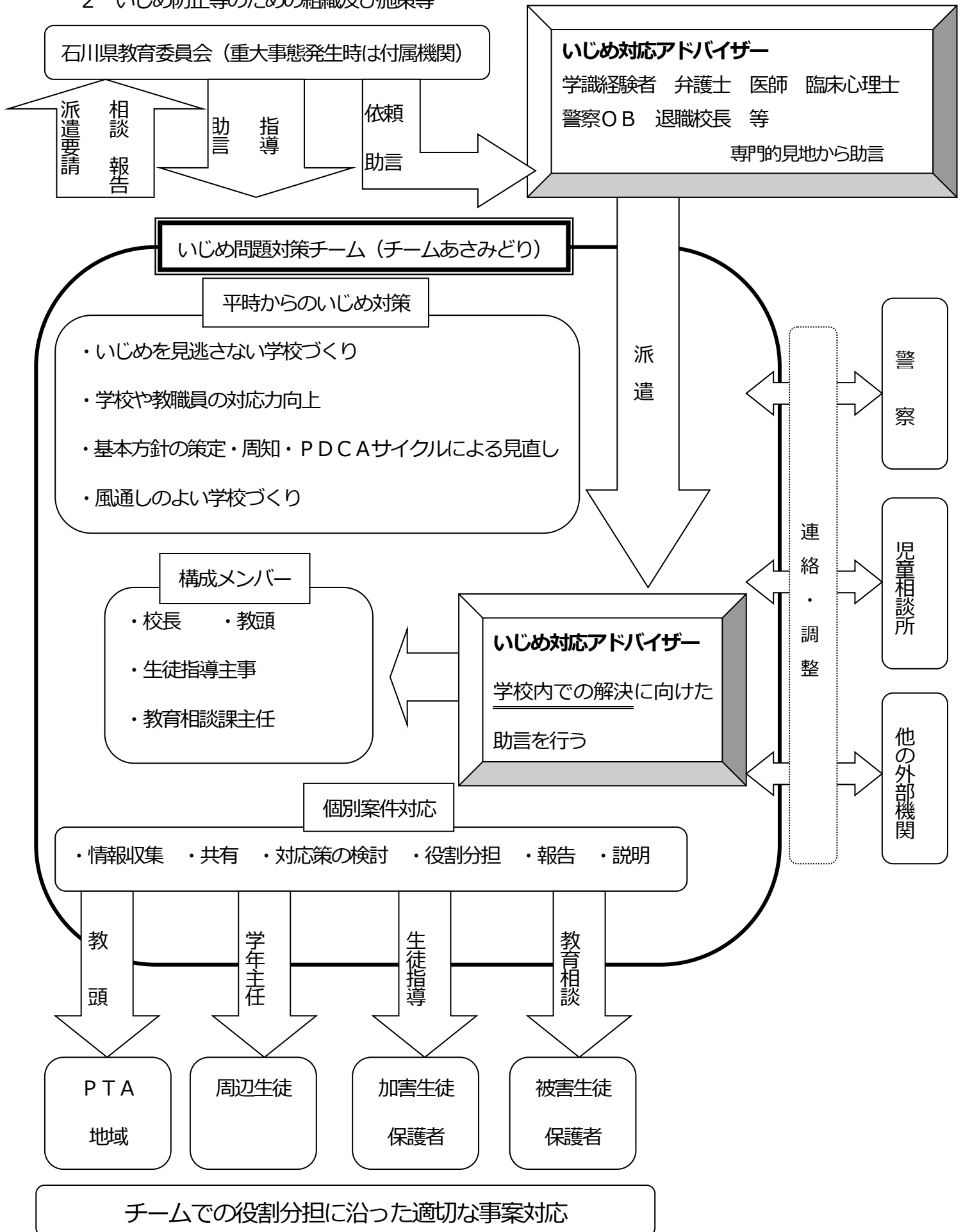
## 1 いじめ問題への基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では以下の基本姿勢に基づいて、いじめ問題に対応していきます。

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒に理解させ、周知させる。
- イ 教職員一人ひとりが普段から、「生徒一人ひとりを大切にする」、「いじめを見逃さない」、「日常的な態度が重要である」という認識で指導にあたる。
- ウ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを意識し、生徒の観察を継続する。
- エ 定期的な調査のみならず、日頃からきめ細かな実態把握に努め、関係機関との連携も図りながら、情報を全職員で共有するとともに、早期発見と早期対応に努める。

## 2 いじめ防止等のための組織及び施策等



### 3 いじめの定義と留意点

#### 【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

#### 【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）については、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

#### 4 いじめ未然防止への取り組みについて

##### ① 規範意識の育成

授業規律や校内でのマナー遵守を定着させ、規範意識を醸成するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

##### ② 道徳教育と人権教育の充実

学校での教育活動全体を通じた道徳教育と人権教育を充実させ、特に、生徒会活動や学級活動を通じて「いじめを絶対に許さない」という雰囲気づくりに努める。

##### ③ いじめの早期発見

日頃から教師が積極的に声かけを行い、信頼関係を構築することを心がけ、ささいな兆候などを見逃さないよう努める。また、アンケートの実施や教職員間の情報交換を密に行うことで、早期発見に努める。さらに、保健室や相談室との連携や、電話相談窓口の利用を周知するとともに、スクールカウンセラー等の効果的な活用も図る。

#### 5 いじめに対する措置

- ・ 校長を中心とした「いじめ問題対策チーム」による組織的な対応を行い、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。
- ・ いじめ問題の解決にあたり、学校のみで解決することに固執せず、速やかに保護者、石川県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて石川県教育センターや児童相談所、警察等の地域関係機関と連絡を取り、連携・協力を要請する。
- ・ 事実関係を掌握する際には、当事者のみならず、保護者や友人等からの情報収集にも努める。
- ・ いじめの事実を伝えて指導する場合には、必ず本人と保護者の同意を得て行う。
- ・ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ・ 必要に応じて、児童生徒に対する継続的なカウンセリングの依頼等、相談機関との連携を図る。
- ・ 暴力や恐喝等を伴う場合には、早急に警察との連携を図る。

#### ※ ネット上のいじめへの対応

- ・ 早期発見の観点から、石川県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなど、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ 児童生徒に対する情報モラル教育を充実させるとともに、インターネットの利用に関する親子のルールづくりや児童生徒同士のルールづくりを推進する。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるために直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、プロバイダーに対して速やかに削除を求めするなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて、警察や地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 いじめ発生時の対応図

いじめに関する問題の発生 兆候の発生

↓ 本人からの連絡・保護者や友人等からの連絡・アンケート調査による発見

担任または関係職員

↓ 情報収集（正確に・詳細に・迅速に）

校長・教頭

↓ 委員会招集

いじめ問題対策チーム

構成委員（校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・教育相談主任）

↓ による、具体的対応策の検討

職員会議

全職員の共通理解

いじめられている生徒 ← 担任・教育相談・養護教諭

- ・保護者への連絡
- ・親身な相談、心のケア
- ・経過観察

いじめている生徒 ← 担任・生徒指導・教育相談

- ・保護者への連絡
- ・事情聴取
- ・個人指導
- ・経過観察

再発防止

- ・学級、学年集会、全校集会及び保護者会等を開催し、指導を行うとともに、情報を把握する。
- ・全校生徒が安心して学校生活を送ることができるように対応する。いじめを見逃さない学校づくりの推進。

## 7 重大事態への対処

ここでの「重大事態」については、「いじめ防止対策推進法」第28条で以下のように定義されています。

(第1号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(第2号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した場合については、

県立学校は県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに県立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 8 いじめ防止のための対策等

### ① 年間スケジュール

月	委員会等	防止対策	早期発見
4	生徒指導連絡会 教育相談委員会	・新入生オリエンテーション ・奉仕活動	・いじめアンケート
5	PTA総会	・清掃ボランティア	
6	保護者懇談会		
7		・非行防止教室	
8			
9	生徒指導連絡会	・奉仕活動	
10			
11			
12	保護者懇談会	・人権啓発放送	・いじめアンケート
1	生徒指導連絡会	・奉仕活動	
2			
3	生徒指導連絡会	・いじめ対応アドバイザー による校内研修会	
通年		生徒指導課による校内巡視 生徒会による朝の挨拶運動	学年会議・職員会議で生徒の状況を 周知する 巡回指導・個人面談

## ② 道徳教育の充実

学校行事、ロングホーム等の特別活動や部活動を通じて、自己肯定感を育み、豊かな心を育てるとともに、生徒自らがいじめ問題について学び、生徒自身がいじめ防止を訴えかけるような取り組みを行っていく。

## ③ PDCAサイクルによる取り組みの見直し

いじめ問題への取り組みについて、いじめ問題対策チームや教職員がそれぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有し課題を明確にし、必要に応じて改善を行っていく。

## 9 主な相談機関一覧

機関名	電話番号	受付時間
24時間心のいじめ相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
いじめ110番 (石川県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00